「日医標準レセプトソフト」

ORCA Project

平成１７年　４月診療報酬改定対応

平成１７年　3月２８日

社団法人日本医師会

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	改　正　対　応　概　要	
	小児慢性特定疾患治療研究事業について 平成１６年１１月の児童福祉法の改正により平成１７年４月１日から小児慢性特定疾患治療研究事業は、法律に基づく安定的な制度として実施されることになりました。 ○　対象疾患の見直し（１０疾患群から１１疾患群へ） (1) 悪性新生物 (2) 慢性腎疾患 (3) 慢性呼吸器疾患 (4) 慢性心疾患 (5) 内分泌疾患 (6) 膠原病 (7) 糖尿病 (8) 先天性代謝異常 (9) 血友病等血液・免疫疾患 (10) 神経・筋疾患 (11) 慢性消化器疾患 ○　対象年齢の見直し 厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度に該当する１８歳未満の児童が対象となります。また、１８歳到達時点で引き続き治療が必要と認められた場合は、２０歳到達（２０歳未満）まで継続することができます。 ○　患者一部負担額の導入 公費による助成の範囲は、原則として対象疾患の治療に係る入院又は通院治療における健康保険の自己負担額分となります。入院の場合は、	■　改正対応システムの提供について 改正対応システムは、プログラム更新（パッチプログラム）により提供を行います。また、４月には、改正に関係する部分の改善も含めたパッケージを提供しますので、運用に照らし適用を行ってください。 （１）プログラム更新による適用 現在お使いのシステムに対し、改正に係る部分を修正したプログラム（パッチプログラム）を提供しますので、プログラム更新業務にて取り込み適用させます。 提供時期　平成１７年３月２９日（火）　１２時 該当バージョン　2.3.1 , 2.4.0 , 2.4.1 （２）パッケージによる適用 改正対応を施したパッケージをリリースしますのでアップグレードすることにより適用させます。 パッケージ　無床診療所版・入院版 提供時期　平成１７年４月７日（予定） バージョン　2.5.0 ※該当パッケージは、改正対応パッケージとしての位置付けではないため、改正対応部分以外の機能追加・改善修正内容が膨大であるため、アップグレードにかかる処理時間が長くなりますのでご注意願います。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	改　正　対　応　概　要	
	食事療養費も助成の対象となります。ただし、世帯の生計中心者の所得に応じて一部負担金額が発生する場合があります。	

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	改　正　内　容	改　正　対　応
	小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱より 第１　目的（省略） 第２　実施主体（省略） 第３　対象者（対象疾患及び対象年齢） 本事業の対象者は、「児童福祉法第２１条の９の２の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成１７年厚生労働省告示第２３号）」（以下「基準告示」という。）により厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている１８歳未満の児童（１８歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、１８歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、２０歳到達までの者を含む。）であって、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が基準告示により定める程度であるものとする。 第４　実施方法 １　医療機関（省略） ２　医療給付の申請について（省略） ３　対象患者の認定（省略） ４　受診券の交付等について（省略） ５　医療の給付（省略） ６　連絡協議（省略） ７　費用 （１）第４の１により選定された医療機関は、本事業に要する費用を都道府県知事等に請求するものとする。 （２）（１）の費用の額は、「健康保険法の規定による療養に要する	小児慢性特定疾患の患者一部負担額が導入された。 【システムの対応】 小児慢性特定疾患対象患者については、新制度における「小児慢性特定疾患医療受診券」（別紙様式例３）の「月額自己負担限度額」及び「有効期間」を患者登録画面の「所得者情報」の「公費負担額」へ入力し登録を行う。また、患者登録画面の「基本情報」にある公費情報については、「小児特定」（保険番号０５２）を登録されている（ただし、平成１７年３月３１日以前に期限となるものを除く。）ものについては、平成１７年３月３１日で有効期間を切り４月１日から有効な内容を再度登録を行う。これにより、診療日が平成１７年３月３１日以前については現行制度により患者負担金は発生せず、４月１日以降は毎月、患者毎に登録された限度額まで一部負担金を発生させる。 診療行為入力で診療日が平成１７年４月１日以降の場合で、該当公費が現行制度のままの状態である場合は、患者呼び出しの際に警告を表示する。警告が表示された場合は、一旦取消を行い、患者登録で該当公費を正しく入力し、改めて診療行為入力を行う。 患者登録では、該当公費情報について半自動で期限を切り平成１７年４月１日から有効開始とする公費情報を作成する。ただし、負担者番号、受給者番号は現行の内容を複写し有効期限は元の登録されていた期日とする。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	改　正　内　容	改　正　対　応
	費用の額の算定方法（平成６年厚生省告示第５４号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成６年厚生省告示第２３７号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成６年厚生省告示第２９６号）」又は「健康保険法第８６条第１項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成１４年厚生労働省告示第８１号）」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに８に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額（以下「一部負担額」という。）を控除した額とする。 ８　一部負担額 （１）対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。）における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額がそれぞれ別表１に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。 ①　入院 同一の医療機関ごとに、１か月につき、別表１の「入院」欄に定める額を限度とする額。 ②　入院以外 同一の医療機関ごとに、１か月につき、別表１の「外来」欄に	※複数疾病認定の場合について【Ver2.5.0以降で対応】 ２枚以上の小児慢性特定疾患医療受診券を交付されている患者の負担額は、それぞれの疾病毎に上限額まで徴収するのではなく、１枚の受診券に記載された金額を上限に徴収します。 患者登録の公費情報で複数の受診券について登録を行い、「所得者情報」の「公費負担額」でも同様にそれぞれの公費情報について上限負担額を登録します。この場合、当該公費情報すべてに同じ上限負担額を登録することになるはずです。 診療行為など実際に患者負担金が発生する場合には、複数の当該公費の登録があった場合でも、まとめて上限負担額まで一部負担金を発生させます。このため、上限負担額が異なる金額で登録されている場合は、使用した保険組合せの上限負担金額まで負担金を発生することになりますのでご注意ください。 ※同一生計内に２人以上の対象患者がいる場合について ２人目以降の患者についての扱いは、該当区分の額の１／１０に該当する額が自己負担限度額となるが、受診券の記載どおりに限度額の登録を行い、それぞれ限度額まで徴収し、最終的に該当月内の負担額が確定した後に償還の手続きをとられたい。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	改　正　内　容	改　正　対　応
	定める額を限度とする額。なお、医療保険各法に規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。 （２）別表２に掲げる一定の基準に該当する者については、（１）にかかわらず一部負担額の支払いを要しないものとする。 （３）血友病患者については、その置かれている特別な立場にかんがみ、一部負担額の支払いを要しないものとする。なお、このための申請等の手続きは特段要しないものとする。 ９　治療研究期間（省略） １０　対象医療の範囲（省略） 第５　台帳（省略） 第６　小児慢性特定疾患対策協議会（省略） 第７　個人情報の取り扱い（省略） 第８　報告（省略） 第９　国の補助（省略） 第１０　事業評価（省略） 第１１　各種様式 本通知に係る各種様式の例は別紙様式例のとおりであるので、参考とされたい。 第１２　経過措置等（省略）	【保険番号マスタの対応】 現行の保険番号マスタの保険番号０５２（小児特定）を平成１７年３月３１日で期限を切る。 平成１７年４月１日以降有効なマスタを追加する。 変更内容 「レセプト負担金額」を「２　１０円未満四捨五入しない」 外来　「負担区分」を「１　患者負担あり」 入院　「負担区分」を「１　患者負担あり」 「食事療養費」を「２　患者負担あり（上限あり）」 上記のとおり変更を行うようにマスタ更新データを提供する。 【負担割合】 当該公費を使用された場合、請求書兼領収書などの負担割合は主保険の負担割合を表示する。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	改　正　内　容	改　正　対　応
レセプト		【レセプトの一部負担金額欄の記載について】 （１）外来 患者負担が上限額に満たない場合は、１円単位まで記載します。 （保険番号マスタの「レセプト負担金額」が「２　１０円未満四捨五入しない」の設定になっています。） 上限負担額に達している場合は、上限負担額を記載します。 （２）入院 食事負担額を含めた金額の記載をします。 患者負担が上限額に満たない場合は、１円単位まで記載します。 （保険番号マスタの「レセプト負担金額」が「２　１０円未満四捨五入しない」の設定になっています。） 上限負担額に達している場合は、上限負担額を記載します。 ※外来・入院ともに記載方法は特定疾患（０５１）と同様です。 ※患者負担が０円の場合は、０円と記載します。ただし、バージョン2.5.0以降での対応となります。よって、パッチプログラムではこの対応はありません。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
患者登録 公費情報の変更		現行制度で適用期間を平成１６年４月１日からとして登録された患者情報の画面です。 ※本来は適用終了日がオール９ではなく期限が入力されていると思います。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

	操　作　方　法　概　要	
	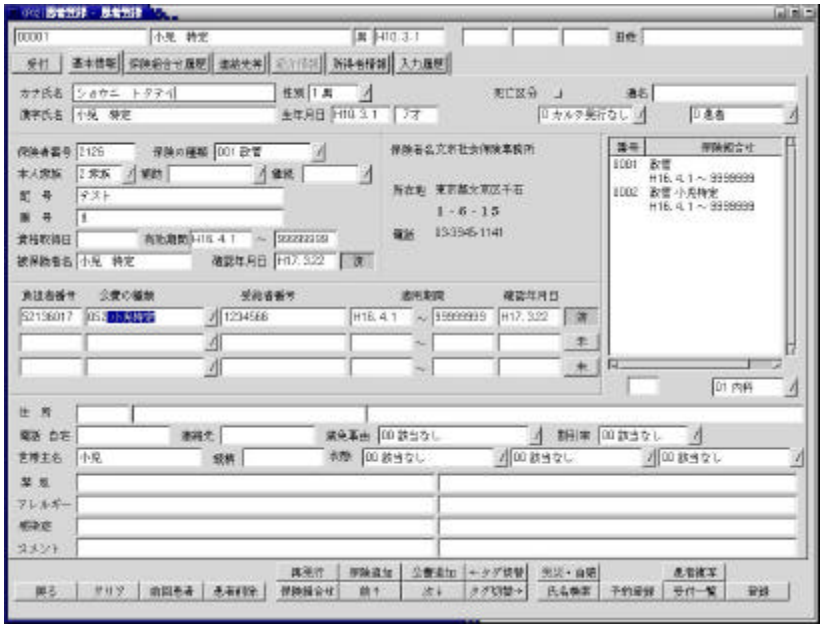	改正対応プログラムを適用した後に該当公費をもつ患者を呼び出すと「公費の種類」が反転表示となります。 「Ｅｎｔｅｒ」キーを押下します。 ※該当公費をもっていても適用終了日が平成１７年３月３１日以前であれば変更の対象とはなりません。
		該当公費の適用期間が平成１７年４月１日を含みますので平成１７年３月３１日で期限を切る旨の確認メッセージを表示します。 「ＯＫ」ボタン（Ｆ１２キー）を押下してください。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
		該当公費の情報を新たに追加して表示します。この場合に適用期間の開始日は平成１７年４月１日となります。また、終了日は、元の公費情報の終了日となります。負担者番号および受給者番号は元の公費情報を複写しますので、新制度による「小児慢性特定疾患医療受診券」の内容を確認し正しく入力をします。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
自己負担限度額の入力	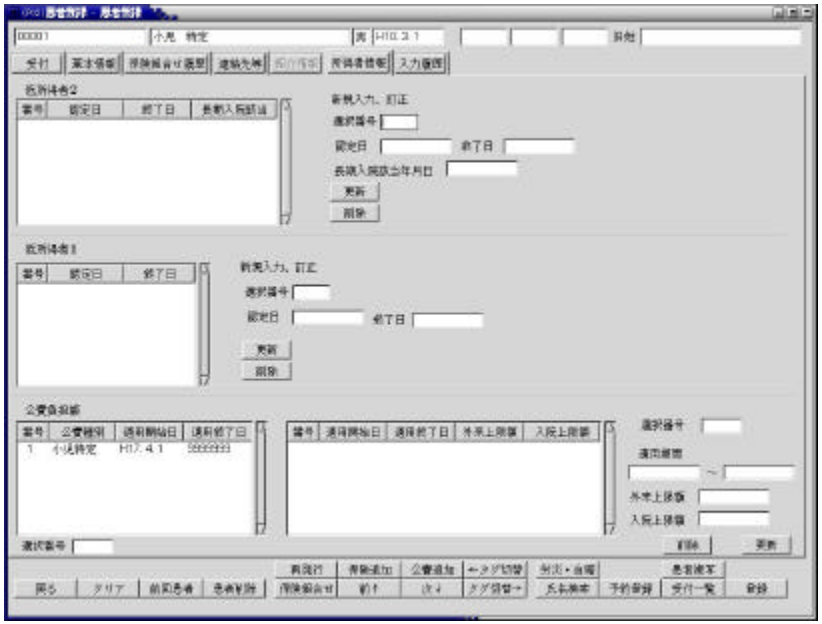	自己負担限度額を設定するために「所得者情報」タグ画面に切り替えます。 「公費負担額」欄に該当公費の平成１７年４月１日適用開始日ちなる行があることを確認します。該当公費を選択します。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
	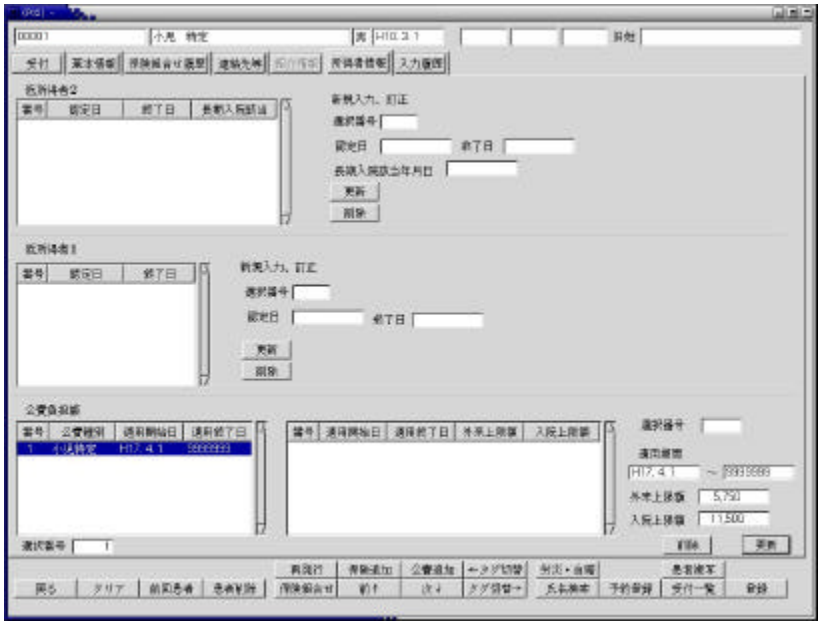	「適用期間」を確認し、「外来上限額」と「入院上限額」にそれぞれ自己負担限度額を入力します。 画面例では生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合として外来上限額に5,750円、入院上限額に11,500円を入力しています。 入力した自己負担限度額が正しいか確認をしてから「更新」ボタンを押下してください。 ※自己負担限度額が０円の場合は該当項目欄が空白となっている状態で構いません。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

	操　作　方　法　概　要	
	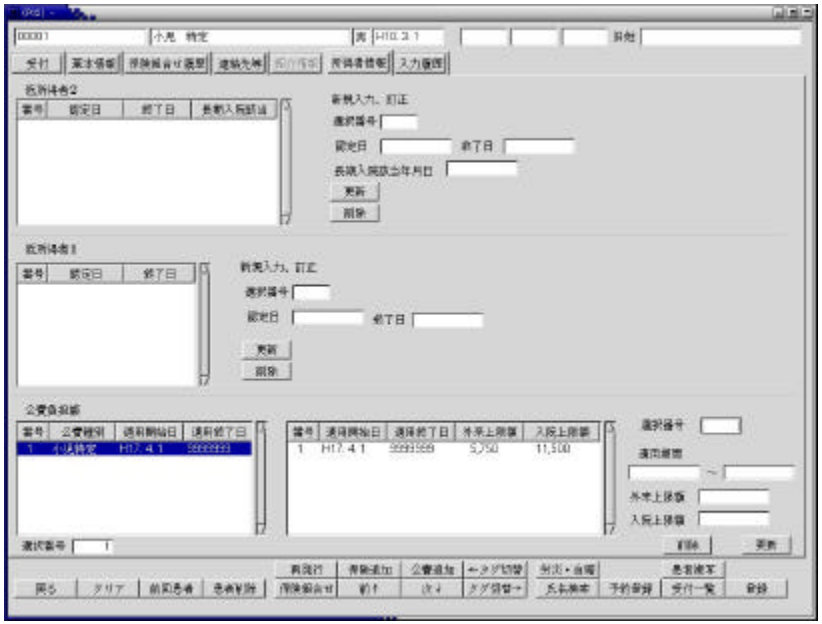	自己負担限度額を入力した情報が一覧として表示されますので再度入力内容が正しいか確認してから「登録」ボタンを押下して登録します。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
診療行為	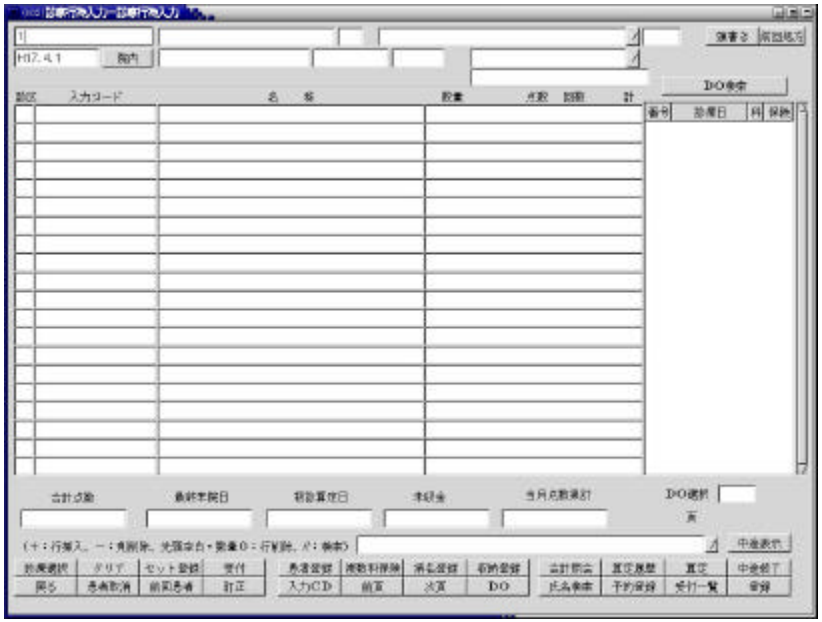	入力する診療日が平成１７年４月１日以降、かつ、患者登録で該当公費の情報を変更していない場合、患者番号を入力した時点でエラーメッセージを表示します。
		「閉じる」ボタンを押下して元の画面に戻します。この場合は患者登録で公費情報を正しく登録をしなければ、診療行為入力はできません。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
算定例	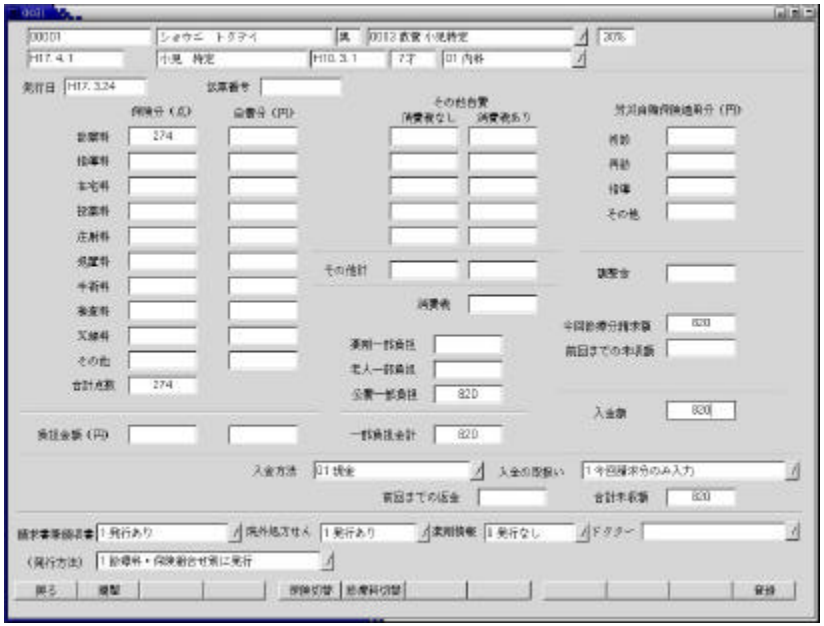	負担金額の算定例 政府管掌　家族　３割 小児特定　外来負担上限額　５，７５０円 ４月　１日　　２７４点　　８２０円 ４月１０日　２，５９３点　４，９３０円 ４月２０日　　１２５点　　０円 ４月１日の診療行為入力請求確認画面の内容です。 算定点数における健康保険の自己負担額は８２０円となります。負担上限額未満ですから８２０円がそのまま一部負担金となります。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
	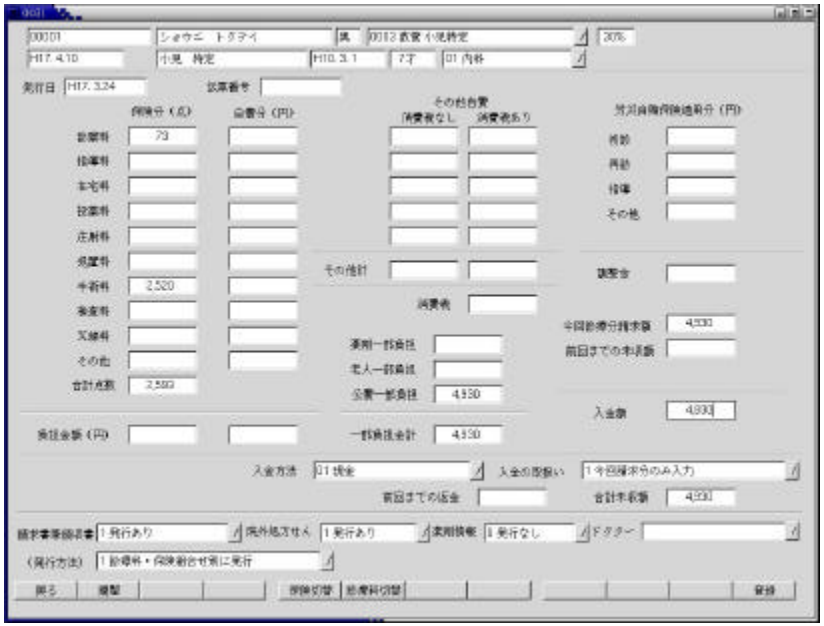	４月１０日の診療行為入力請求確認画面の内容です。 算定点数における健康保険の自己負担額は７，７８０円となります。 ４月１日に８２０円の自己負担が発生していますので、負担上限額から８２０円を差し引いた４，９３０円を上限とし、今回自己負担額がその金額を超えていますので４，９３０円が一部負担金として発生します。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

平成１７年　４月診療報酬改定対応

日医標準レセプトソフト　　平成１７年３月２８日

	操　作　方　法　概　要	
	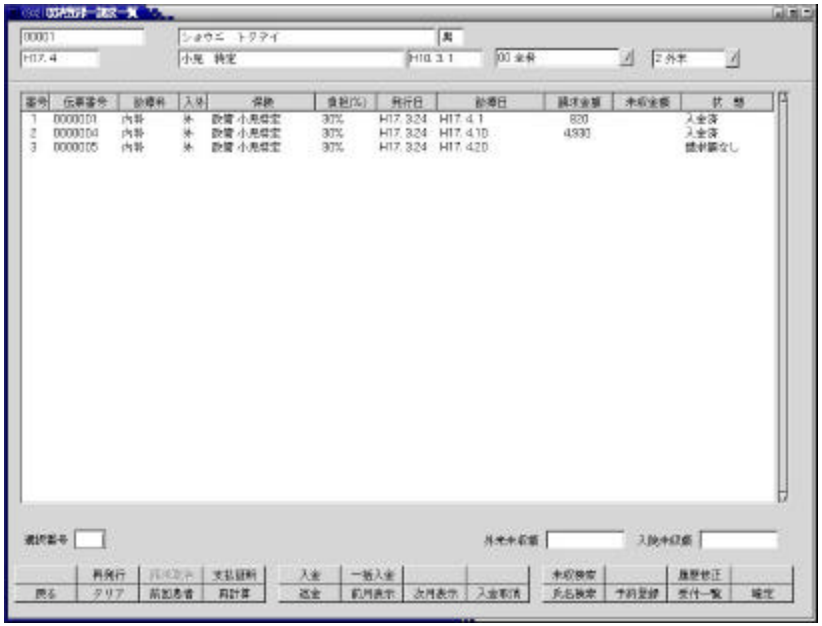	４月２０日の診療分を含めた収納情報です。 ４月２０日の診療では、既に当月における負担上限額まで自己負担が発生していますので、一部負担金は発生しません。

Copyright(C) 2005 Japan Medical Association. All rights reserved.

（別表１）

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階　層　区　分	自己負担限度額	
	入　　院	外　　来
生活保護法の被保護世帯	0	0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	11,500	5,750

備考：１．「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（７月１日から翌年の６月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

２．10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

３．災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。

４．同一生計内に２人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。

５．前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

（別表２）

小児慢性特定疾患重症患者認定基準

① すべての疾患に関して、次に掲げる症状のうち、１つ以上が長期間（おおむね６か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・脊柱	１歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（１歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

② ①に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数20以下、又は１歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は20以下、又は１歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの

（別紙様式例３）

（　表　面　）

小児慢性特定疾患医療受診券	一部自己負担　有・無							
公費負担番号								
公費負担医療の受給者番号								
受診者	居住地							
	氏名							
	生年月日	昭和　年　月　日生 平成					男・女	
疾患名								
受診医療機関	所在地							
	名称							
	診療科目							
	所在地							
	名称							
	診療科目							
有効期間	平成　年　月　日　から 平成　年　月　日　まで							
月額自己負担限度額	外来	円						
	入院	円						
都道府県知事名（市長名）及び印								
交付年月日	平成　年　月　日							

（裏面）一部自己負担を生じないもの

小児慢性特定疾患治療研究事業

（目的）

児童福祉法第２１条の９の２の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的としています。

注意事項

1　この証を交付された方は、標記の疾患について保険診療を受けた場合、その自己負担分を支払う必要はありません。

2　本事業の対象となる医療は、医療受診券に記載された疾患及び当該疾患に附随して発現する傷病に対する医療に限られています。

3　保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出して下さい。

4　氏名、居住地、加入している医療保険又は医療機関に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇知事（〇〇市長）にその旨を届け出て下さい。

また、都道府県外（市外）へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事（市長）に提出して下さい。

5　治癒、死亡等で受診者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇知事（〇〇市長）に返還して下さい。

6　この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇知事（〇〇市長）にその旨を届け出て下さい。

7　この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期限内に所定の手続きを行って下さい。

8　その他小児慢性特定疾患の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡して下さい。

連絡先

〇〇都道府県（〇〇市）〇〇部〇〇課〇〇係（電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
又は〇〇保健所　（電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

（裏面）一部自己負担を生じるもの

小児慢性特定疾患治療研究事業

（目的）

児童福祉法第２１条の９の２の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的としています。

注意事項

1　この証を交付された方は、標記の疾患について保険診療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を医療機関に対して支払うこととなります。ただし、院外処方による薬局での保険調剤及び訪問看護については、一部負担はありません。

2　本事業の対象となる医療は、医療受診券に記載された疾患及び当該疾患に附随して発現する傷病に対する医療に限られています。

3　保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出して下さい。

4　氏名、居住地、加入している医療保険又は医療機関に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇知事（〇〇市長）にその旨を届け出て下さい。

　また、都道府県外（市外）へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事（市長）に提出して下さい。

5　治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇知事（〇〇市長）に返還して下さい。

6　この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇知事（〇〇市長）にその旨を届け出て下さい。

7　この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期限内に所定の手続きを行って下さい。

8　その他小児慢性特定疾患の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡して下さい。

連絡先

〇〇都道府県（〇〇市）〇〇部〇〇課〇〇係（電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）
又は〇〇保健所　　（電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）